

瀋陽日本人補習学校規則

第1章 総則

第1条 (目的)

瀋陽日本人補習学校は中華人民共和国瀋陽市及びその近隣地域に在住する義務教育期間内にある日本人子女を主たる対象に、日本国文部科学省学習指導要領に準拠して、日本語による初等・中等教育の補習教育を行うことを目的とする。

第2条 (名称)

この学校は瀋陽日本人補習学校(以下「学校」と言う)と称する。

第3条 (所在地)

学校は青年大街小学校に置く。(2008年9月より使用開始)

第4条 (設立)

補習学校は第1条の目的を達成するために瀋陽日本人会の総意により設立された学校である。

第5条 (運営)

1. 学校の運営は瀋陽日本人補習学校運営委員会(以下「運営委員会」と言う)がこれにあたる。
2. 運営委員会に関する事項は瀋陽日本人補習学校運営委員会規則に定める。

第6条 (教育方針)

学校の教育方針を次の通り定める。

1. 児童、生徒、父母、教師の相互信頼による明るく楽しい学校。
2. 「日本語を学ぶ」のではなく「日本語で学ぶ」学校。(2007年4月7日補則)
3. 将来帰国する児童・生徒が日本の教育環境に適応できる基礎学力の徹底と豊かな表現力の育成を図る。
4. 日本文化の理解と日本的な生活習慣や態度の涵養に努める。
5. 地域社会との教育、文化の交流を通じて国際性豊かな人格形成を図る。

第2章 就学規定

第7条 (対象者)

瀋陽市、及び近隣地域に在住する日本国籍を有する日本人子女、及び『その年の4月2日までに満6歳に達している者』で入学・編入を希望する者は、校長と運営委員会委員長による面談後、所定の手続きを経て入学・編入することができる。
(尚、在籍期間は満15歳に達した年度末までとする) (2008年3月8日補則)

第8条 (就学年限)

就学年限は小学部6年、中学部3年とする。

第9条 (学年、学期)

学年は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第10条 (登校日及び休校日)

1. 登校日は土曜日を原則とする。休校日は瀋陽の教育機関の夏季、冬季休暇を考慮し、運営委員会にて決定する。年間授業数は日本文部科学省の規定に準ずる。
2. 学校長は前項に定めた休校日を変更する必要があると認めた場合には事前に運営委員会の承認を得て変更することができる。(2010年6月5日改訂)

訂)

第11条 (臨時休校)

学校長は非常事態による緊迫な事情が生じた場合は、臨時休校とすることができる。ただし、学校長はその理由を運営委員会に報告しなければならない。

第3章 入学・退学・休学・出席停止

第12条(入学・編入学)

学校に入学又は編入学を希望する者は保護者が入学又は編入学願いを学校長に提出し、所定の手続きを取らなければならない。

第13条(退学)

退学を希望する者は保護者がその旨を学校長に申し出て所定の手続きを取らなければならない。

第14条(休学・復学)

児童・生徒が傷病その他の理由により、「**連続して授業日12日間以上欠席**」する場合は、

休学予定開始日の**2週間前まで**に保護者が学校長に通知し、所定の「休学」手続きを取らなければ

ならない。休学は原則として最長 6ヶ月とし、それ以上を超える場合は退学とする。

休学後、復学する場合も事前に保護者が学校長に通知し所定の手続きを取らなければならない。

(2008年3月8日改訂)

第15条(出席停止)

学校長は伝染病などにより児童・生徒の出席が不相当と判断される場合は児童・生徒の出席を停止することができる。

第4章 教育課程

第16条(教育課程)

1. 学校の教育課程の編成は文部科学省の定めた小学校・中学校の学習指導要領に準拠して、学校長がこれにあたる。
2. 教育課程編成、授業時数等は別に定める。
3. 学校長は各年度における教育課程の編成、計画、実施等の状況を運営委員会に報告しなければならない。

第17条(学校行事)

文化行事、運動会、遠足、対外交流会などの学校行事を実施する場合は、学校長は事前に運営委員会の承認を得なければならない。

第18条(学習評価)

1. 学校長は各学年の課程の終了又は卒業を認めるに当たって、成績の評価をしなければならない。
2. 評価の基準は教育方針、学習指導要領に定める目標を基準として学校長が定める。

第19条(卒業)

学校長は学校の小学部・中学部課程を修了したと認めた者には、卒業証書を授与する。

第5章 学級編成、教職員、校務分掌

第20条(学級編成)

学校の学級編成は、教職員の補佐のもとに学校長が行い、運営委員会に報告しなければならない。

第21条(教職員)

1. 学校に次の職員を置くことができる。

学校長

日本国文部科学省派遣教員

(2007年4月7日改訂)

現地採用教員

講師

2. 学校長は学校公務を掌り、必要に応じて児童の教育、指導について教員・講師に適切な助言や指導を行う。

(2010年6月5日改訂)

3. 教員、講師は児童・生徒の教育・指導を掌る。

第22条(学校長の任免)

学校長は運営委員会が推薦し、瀋陽日本人会幹事会が承認する者とする。

学校長は運営委員会委員が兼務することもできる。

第23条(教職員の任免)

教職員の採用・任免は学校長が推薦し、運営委員会が承認する。

第24条(服務)

教職員の服務は別にこれを定める。

第25条(校務分掌)

学校長は調和ある学校運営を図るため、校務分掌組織及びその分掌を定め、

毎年4月末までに運営委員会に報告しなければならない。

第6章 賞罰

第26条(賞罰)

1. 学校長は児童・生徒に優れた行為があったと認めるときは、その者を表彰することができる。
2. 学校長、教員は教育上必要があると認めるときは、児童・生徒に対して、教育的指導を行うことができる。ただし、体罰を加えることはできない。

第7章 施設・備品などの管理

第27条(施設・備品の使用)

学校の施設及び備品等は学校における教育の目的以外には使用することができない。

ただし、学校長が適当と判断する場合にはこの限りではない。この場合には学校長は運営委員会に報告しなければならない。

第28条(施設・備品の管理)

施設・備品の管理は学校長及び運営委員が管理する。

(2007年4月7日改訂)

第8章 財務

第29条(財務)

学校の財源は瀋陽日本人会からの補助金、日本国政府からの援助金、入学金、授業料、寄付金その他の収入をもって運用する。

第30条(予算の執行)

学校長は運営委員会で承認された予算の執行をおこない、毎月末に運営委員会会計担当役員に報告しなければならない。運営委員会会計担当者は学校長を補佐し、2ヶ月毎に運営委員会に報告しなければならない。

第31条(会計年度)

学校の会計年度は毎年4月1日から翌年3月31日とする。

第32条(授業料・入学金等)

学校の授業料、入学金等については、別に定める。

第33条(経理規定)

経理は運営委員会により承認された方法に基づいて行なう。

第9章 保護者会

第34条(保護者会)

保護者会は必要により運営委員会が招集できるものとする。

(2010年6月5日改訂)

第35条(保護者の義務と責務)

1. 保護者は保護者会を通じて学校運営に参加する権利と学校運営に協力をする義務を負うものとする。
2. 学校への登下校及び学校内での事故責任について、学校側は一切負わないものとし保護者が負うものとする。

(2007年4月7日改訂)

訂)

第10章 改定

第36条 この規則の改定は運営委員会の承認を必要とする。

この規則は 2005年 4月 2日より施行する。

2007年 4月 7日改定

2007年 4月 7日施行

2008年 3月 8日改定・施行

2010年 6月 5日改訂・施行

以上